

「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」正誤表 (H25.6.18)

頁	誤	正
P 9 6	<p>事例イ 待避所設置型の開発行為</p> <p>幅員3.75メートル以上、4メートル未満の部分に、おおむね60メートルごとの待避所の設置（〔待避所設置標準図〕参照）等により、車両の通行に支障がないもの。</p> <p>〔待避所設置標準図〕</p>	<p>事例イ 待避所設置型の開発行為</p> <p>幅員3.75メートル以上、4メートル未満の部分に、おおむね60メートルごとの待避所の設置（〔待避所設置標準図〕参照）等により、車両の通行に支障がないもの。<u>ただし、当該部分が60メートルに満たない場合は、開発予定地に待避所を設置するものを含む。</u></p>
P 9 7		〔待避所設置標準図〕